

監 査 第 1 3 5 号
平成 2 6 年 (2014) 3 月 2 4 日

出 雲 市 長 長 岡 秀 人 様

出雲市議会議長 坂 根 守 様

出雲市監査委員 周 藤 滋

出雲市監査委員 吾 郷 紘 一

出雲市監査委員 川 上 幸 博

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づく定期監査（都市建設部）を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

都市建設部

建設企画課、道路建設課、道路河川維持課、地籍調査課、都市計画課、まちづくり推進課、建築住宅課

第2 監査の範囲

平成25年度(2013)予算の執行状況及び事業の実施状況に基づき、財務に関する事務の執行について重点的に監査を行った。

平成25年度(2013)定期監査テーマ『各部課の主要事業、主要業務』

第3 監査の実施期間

平成26年(2014)2月3日から平成26年(2014)3月11日まで

第4 監査の方法

今回の監査は、都市建設部の各課から予め監査資料の提出を求め、財務に関する事務の執行の観点からこれらを重点的に審査すると共に、関係職員に対する事情聴取等の方法により実施した。

第5 監査の結果（総括）

提出された監査関係資料、予算執行起案書及び契約書その他関係書類について監査したところ、経理事務を中心とした事務処理については概ね良好であったが、一部において改善・検討を要する処理が見受けられた。

具体的な各課ごとの改善・検討要望事項については、次のとおりである。

【建設企画課】

斐伊川放水路事業関連周辺地域整備事業について

この事業については、地元の理解、協力を得て放水路事業を円滑に推進するための事業であり、県の周辺地域整備事業費補助金交付要綱に基づき実施する事業であるが、全体事業費が約260億円でその内補助金が約66億円で市の負担も概ね補助金の額と同程度になるとのことである。非常に長い年月と多額の事業費がかかっているわけだが、問題は整備した公共施設（道路、河川及び集会所、公園、コミュニティ施設などの生活環境施設等）の維持管理である。地元管理の施設もあると思うが、市の直営管理の施設もあるので、厳しい財政状況を踏まえ、当該経費の縮減に努められることを強く要望する。

また、治水記念館（仮称）については、国の放水路ふれあいセンターを取得し、改修工事をした上で、放水路事業の歴史や出土した文化財等の資料を展示する施設として活用する計画とのことであるが、取得や工事にあたって相当の経費が必要であり、また維持管理費もかかる。展示だけであれば、コミュニティセンターや弥生の森博物館等もある。施設の活用にあたって、資料等の展示に加え防災備蓄倉庫としての用途についても検討されているということであるが、現在、市では行財政改革で公共施設の統廃合等見直しを進めるところであり、また包括外部監査においても公共施設管理に関し指摘がされている中であって、今後将来にわたり、施設の有効活用と事業費及び維持管理経費等市の財政負担の縮減に努められたい。

【道路河川維持課】

1 市道用地等借地契約について

現在、借地による市道用地等が出雲市内に 23 筆ある。その中には、街灯用地や交通安全案内看板用地、県公安委員会の信号機設置用地、保安林の一部について保安林解除手続を行わず市道としているものや、不動産登記法に基づく地目、地積の変更登記等を行わず市道としている事例などがあり、その契約手続や契約目的について疑問に思う借地が多数見受けられた。また、実に昭和 30 年代の前半から 60 年余りの長期に渡り借地をしている事例や、土地所有者が亡くなれば、相続登記未了のまま、相続人の内の 1 人と借地契約を締結しているものも見受けられた。早急に、市として真に必要な借地であるか精査を行い、必要な借地については買収する方向で鋭意努力されたい。なお、市として必要な借地であっても、買収が困難な借地については、土地所有者の意向もあり、一概に統一することは難しいかもしれないが、市として統一的な借地料根拠や借地期間を提示したうえで、土地所有者と交渉し、借地契約を行われたい。

2 まちづくり活動支援助成事業について

この事業は、『出雲市道路・河川ふれあい愛護活動助成金交付要綱』に基づき、地元ボランティアで行う道路除草、河川除草、河川浚渫活動に対して助成を行うものである。そもそも、この助成対象となる道路及び河川は「市が管理する道路・河川のうち、市があらかじめ対象路線・区間等を指定したもの」とのことであるが、助成金は、同要綱第 3 条別表により道路除草は、「実施道路延長 100mにつき、1,000 円」、河川除草・浚渫は「参加者 1 名につき、500 円」と規定されている。このように河川除草・浚渫の助成金交付基準が「市があらかじめ対象路線・区間等を指定したものによらない（道路除草の助成基準と異なる）」ことについては、「河川除草等については、幅、深さの形状、管理桁の幅、表面状態及び堆積土砂量等が多様であり、除草における草刈幅や堆積土砂の撤去量を河川ごとに金額を算出することは困難である」ため、「参加者 1 名につき、500 円」としたとのことである。しかし、この交付基準の根拠自体が不明確であり、更に提出された『出雲市道路・河川ふれ

あい愛護活動実施報告書』から、実施延長は同程度であるが、参加人数 219 名、2 時間の作業時間で助成金額 109,500 円を交付した事例や、参加人数 24 名、7 時間 30 分の作業時間で助成金額 12,000 円を交付した事例があり、助成金交付に当たり公平性に欠ける点があるのではないかと思われた。河川の状況は多様とのことであり、一概には言えないかもしれないが、これは、河川除草・浚渫に係る助成金を一律に「参加者 1 名につき、500 円」として交付することとしたことによる弊害である。河川については、状況が多様で必然的に作業に要した時間が多くかかる事例もあると思われるので、河川除草・浚渫の作業時間が長時間となる場合は、助成金の加算を行うことや、参加人数によらない助成金交付について検討されたい。なお、今後も河川除草・河川浚渫に係る助成金を参加人数を根拠とするのであれば、参加者名簿等、参加人数を明確に把握できる書類の添付を義務付けられたい。最後に、この助成金交付額は少額であることにも鑑み、『出雲市補助金等交付規則第 19 条（補助金等の交付手続の特例）』等を参考にしながら、要綱中で『助成金交付手続きの特例』について、早急に明文化し（㊤確定通知書の省略については、すでに同要綱中に規定されている）、地元ボランティアの方々、ひいてはこの事業に係る職員の事務の簡素化を図られたい。

3 県管理河川浄化対策事業について

この事業は、県からの委託によって、県管理河川の草刈や藻刈等を実施し、通水能力を高めるなど浄化対策を行う事業であり、この事業を地区土木委員会に委託している事例が平田地域、斐川地域で多数見受けられた。斐川地域においては、この委託された業務は、提出された書類や写真から、地区土木委員会に委託したと思われるが、土木委員の個人口座に委託料が振り込まれている事例が多数見受けられた。地区土木委員会として受託した業務であるならば、個人口座ではなく地区土木委員会に委託料が支払われるべきであるので、支払先を早急に是正されたい。あわせて、出雲市契約規則等により請求書による支払が可能な委託料については、事務手順の簡素化を図られたい。

【地籍調査課】

国土調査事業について

地籍調査事業は、各種事業計画の基礎資料となる地図整備が図られ、公共事業や土地取引の円滑化・境界の明確化などの効果を生む重要な事業であるが、平成 24 年度末の時点で進捗率が 49%、今後、事業費の状況にもよるが、事業完了まで 90 年程度は要するとのことである。非常に厳しい財政状況を考えると効率的、効果的な事業推進が求められるので、事業計画策定に当たっては、公共事業等必要性の高い地域を優先的に実施する等充分検討されたい。また、合併前の各市町の進捗率に大きな差があったためやむを得ないが、事業が完了している地域もあれば、進捗率が 10%という地域もあるので、地域バランスにも配慮されたい。

【都市計画課】

1 出雲市駅周辺公共施設管理業務について

管理施設の「光熱水費の支払いに係わること」を委託業務とすることは、好ましくないと考える。委託業務から切り離し、需用費で支出すべきである。また、施設管理上按分等が必要で業務受託者が支払わざるを得ない場合は、負担金で支出すべきである。

2 キララトゥーリマキ公園進入口開閉業務について

委託業務設計に、委託予定先の「所在地から現地（公園）までの移動に係る人件費と燃料費」が見積もられている。本来の「直接業務費に経費率を乗じて算出する額」では実態と大きく乖離するからとのことであるが、こうした委託先ありきの設計は一般的には好ましくないと考えるので、今後一考されたい。

また、このように実額を計上しながら、さらに一般的な経費率 10%相当を乗じていることは過剰と思われるので、見直されたい。

【まちづくり推進課】

山陰本線直江・出雲市間大津里道踏切拡幅工事委託について

本工事費のうち、完成後市の帰属となる道路施設部分は「委託料」支出が、同じく鉄道事業者の帰属となる鉄道施設部分は「負担金」支出が適当と考えるので、検討されたい。

【建築住宅課】

住宅・宅地開発促進負担金について

島根県住宅供給公社が供給する特定優良賃貸住宅の家賃を低廉化し定住促進を図るため、家賃の抑制による公社への財源支援措置として、当該住宅の固定資産税相当額（約 322 万円）を負担金として支出している。根拠は平成 7 年に交わされた協定書によるが、協定書には「固定資産税相当額を支援する」とは明記されていない。説明によって支出内容は理解したが、お互いに齟齬のないよう協定書に「固定資産税相当額」、或いは「算定に係る計算式」等を記入するなど明朗にしておくことが望ましい。

なお、家賃の試算は建築当初に行われており、既に 18 年経過している。その間、経済情勢や家賃算定にかかる経費の変動もあることから、現在の負担金額が果たして妥当なのかも含め、協定書の見直しについて検討されたい。